

北里学園教育振興基金規程

平成 7 年 1 1 月 1 0 日制定

平成 1 5 年 3 月 1 4 日改定

(目 的)

第 1 条 北里学園教育振興基金（以下「本基金」という。）は、本学園に在籍する学生に対し必要な表彰、助成を行い、学生の教育環境の整備向上を通じて建学理念の高揚と建学の理想の達成に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 2 条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学業成績および人物が優秀な学生の褒賞（以下「A種記念賞・奨学金」という。）
- (2) 経済的理由により学業の継続が困難な学生への学資の貸与（以下「B種奨学金」という。）
- (3) 大学院教育研究の充実振興ならびに後継者の育成を図るためのティーチング・アシスタントへの助成（以下「ティーチング・アシスタントシップ」という。）

(資 金)

第 3 条 前条各号の事業にかかわる資金は本基金の果実をもって充当し、それぞれ次のとおり定める。

- (1) 前条第 1 号の A 種記念賞・奨学金は「北里賞」、「北島賞」、「オスカーフェルゼンフェルト賞」とする。
- (2) 前条第 2 号の B 種奨学金は「北里学園貸与奨学金」とする。
- (3) 前条第 3 号のティーチング・アシスタントシップは「北里大学大学院ティーチング・アシスタント資金」とする。

(残余資金及び不足資金の取扱い)

第 4 条 前条各号の資金に使用残額がある場合は、原則として年度ごとにその金額を本基金に組み入れるものとする。

- 2 前条各号の資金に使用残額がある場合で、次年度以降に資金不足が見込まれるときは、その使用残額の一部または全部を、資金不足に充当するため、教育研究振興引当特定資産として留保することができる。
- 3 前条各号の資金に不足が生ずる場合は、次の各号により不足額を補填することができる。
 - (1) 前項の教育研究振興引当特定資産
 - (2) 北里学園研究振興基金及び北里学園学術国際交流基金による資金の使用残額
 - (3) 一般資金

(返還金及び学外助成金の取扱い)

第 5 条 北里学園貸与奨学金にかかわる返還金は、年度ごとにその金額を同奨学金に充当する。

- 2 第 3 条第 3 号の北里大学ティーチング・アシスタント資金に対して学外助成があったときは、年度ごとにその金額を同資金として消費する。

(英文名称)

第 6 条 本基金ならびに本資金の英文名称は別表のとおりとする。

(細 則)

第 7 条 この規程の実施に関し、必要な細則は別に定める。

(改 廃)

第 8 条 この規程の改廃は、北里大学学部長会の議を経て北里学園理事会において決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成 8 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、北里記念奨学基金運用規程（昭和 62 年 4 月 1 日施行）および北里学園教育研究振興基金規程（平成 6 年 1 月 1 日施行）は廃止する。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 3 月 1 4 日より施行する。

北里学園教育振興基金	Kitasato University Scholarship Fund
------------	--------------------------------------

(1) A種記念賞・奨学金

① 北里賞	Kitasato Award
② 北島賞	Kitajima Award
③オスカーフェルゼンフェルド賞	Oscar Felsenfeld Award

(2) B種奨学金

北里学園貸与奨学金	Kitasato University Student Loan
-----------	----------------------------------

(3) ティーチング・アシスタントシップ

北里大学大学院ティーチング・アシスタント 資金	Kitasato University Teaching Assistantship For Graduate Student
----------------------------	--